

## 函館市火災予防査察要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市火災予防査察規程（平成27年函館市消防本部訓令第8号。以下「規程」という。）第40条の規定に基づき、立入検査および査察に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の略称)

第2条 この要綱における法令の略称は、次のとおりとする。

- (1) 法 消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 建基法 建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (3) 政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (4) 危令 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 規則 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (6) 条例 函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）をいう。
- (7) 手続条例 函館市行政手続条例（平成8年函館市条例第32号）をいう。

(指定基準)

第3条 規程第2条第8号に定める指定基準は、別表第1のとおりとする。

(本部査察員に属する者)

第4条 指導課長は、規程第2条第10号に定める本部査察員の立入検査を補完するため、函館市消防本部組織規則（昭和47年函館市規則第22号）第3条指導課の項中危険物係に属する者を本部査察員とみなし、本部査察員が行うべき査察対象物の立入検査を行わせることができる。

(主任査察員)

第5条 規程第2条第13号に定める消防長が指定する主任査察員は、消防司令および消防司令補の職員とする。

2 署長は、消防署、消防支署または出張所の受持区域における査察対象物の違反実態等を勘案して前項に定める職員以外の職員を主任査察員に指定することができる。

3 主任査察員は、規程および本要綱に基づき立入検査および査察を推進するものとする。

(査察推進会議，査察推進検討部会)

第6条 規程第6条に定める査察推進会議（以下「推進会議」という。）の組織は、次によるものとする。

(1) 推進会議に、会長および委員をもって組織する。

(2) 会長は消防長をもって充て、委員は消防本部次長、署長および指導課長ならびに必要な応じて消防長が指名する職員とする。

(3) 会長は、推進会議を総理する。

(4) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(5) 推進会議は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。

(6) 会長は、推進会議において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

2 前項の推進会議の部会として、査察推進検討部会（以下「検討部会」という。）を置くものとし、その組織は、次によるものとする。

(1) 検討部会は、部会長および部会員をもって組織する。

(2) 部会長は指導課長をもって充て、部会員は本部査察員（第4条に定める本部査察員の立入検査を補完する者を含む。）および署査察員ならびに必要な応じて指導課長が指名する職員とする。

(3) 部会長は、検討部会を総理する。

(4) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

(5) 検討部会は、部会長が必要と認めたとき、これを招集する。

(6) 部会長は、検討部会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(情報管理の適用除外)

第7条 規程第7条ただし書の照会および回答は、消防法令適合通知書等事務処理要綱に定めるものをいう。

(立入検査証交付台帳等)

第8条 規程第9条第2項に定める立入検査証交付台帳の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(立入検査証の亡失の報告)

第9条 規程第11条第2項に定める立入検査証の亡失による消防長への報告は、別記第2号様式により行うものとする。

(査察対象物に応じた査察員の指定)

第10条 規程第14条に定める査察対象物に応じて立入検査を行う査察員は、別記第1によるものとする。

(査察執行方針，立入検査の実施回数等)

第11条 規程第16条第1項に定める消防長の査察執行方針は、査察対象物の危険実態および社会情勢を勘案し、年度末までに示すものとする。

2 立入検査は、次に掲げる区分に応じた回数を基本として実施するものとする。

(1) 特定区分および1種区分査察対象物 1年に1回以上

(2) 2種区分査察対象物 2年に1回以上

(3) 3種区分査察対象物

ア 特定防火対象物および政令別表第一(12)項イに掲げる政令等対象物ならびに危険物製造所等 3年に1回以上

イ ア以外の政令等対象物 4年に1回以上

(4) 火災を予防または防火管理を適正に執行するため、前3号に定める区分に応じた回数により難いと認められる査察対象物 別に定める回数以上

3 署長は、前項に定める査察対象物への立入検査のほか、受持区域内の政令等対象物の実態を把握するため、査察員に巡回確認を行わせることができる。

4 署長および指導課長（以下「署長等」という。）は、規程第16条

第2項に定める立入検査実施計画（以下「実施計画」という。）の策定は、査察執行方針および第2項に定める回数を勘案して策定しなければならない。

5 署長等が策定する実施計画は、総括表（別記第3号様式）および所属表（別記第3号の2様式）により構成するものとする。

6 署長等は、前2項により策定した実施計画を消防長に報告しなければならない。

7 署長等は、社会的影響の大きい火災または査察対象物の違反実態等に基づき必要と判断されたときは、実施計画を年度中に変更し、効果的に立入検査が実施できるよう配慮しなければならない。

（巡回確認）

第12条 前条第3項に定める巡回確認を行う場合は、規程第2条第12号に定める警防査察員が、主体的に行うものとする。

2 警防査察員は、政令等対象物の巡回確認を行うときは、用途の変更または増築もしくは改築等の有無について外観から確認するものとする。

3 警防査察員は、前項の確認で用途が変更され、または増築もしくは改築が認められるときは、次に掲げる事項を調査するものとし、法または法に基づく命令に適合させるよう必要な措置を講じなければならない。

(1) 用途の変更

- ア 関係者の情報および連絡先
- イ 別な用途の事業内容および収容人数
- ウ 別な用途の構造、面積および図面（従属関係、無窓階判定等）
- エ 別な用途に設置されている消防用設備等
- オ その他の必要事項

(2) 増築または改築

- ア 関係者の情報および連絡先
- イ 建物全体の構造および面積
- ウ 各階開口部の面積（無窓階判定）

エ その他の必要事項

(立入検査実施計画の進捗管理)

第13条 規程第17条第1項に定める立入検査の執行状況および違反是正の進捗状況の報告は、別記第4号様式により毎月行うものとする。

2 署長等は、前項の規定に係わらず、次のいずれかに該当する違反対象物を覚知したときは、別記第5号様式により速やかに消防長に報告するものとする。

(1) 特定防火対象物に該当し、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、当該消防用設備等の設置義務のある部分の過半にわたって未設置または機能に重大な支障があるもの

(2) 建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない政令等対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、人命危険が高いとして、消防長が特に必要と認めるもの

(立入検査の手順等)

第14条 査察員は、別表第2に示す手順により立入検査を行うものとする。

2 規程第18条に定める査察対象物の想定される違反指摘事項の事前検討は、別表第3に掲げる項目について行うものとする。

(査察対象物の区分ごとの着眼項目)

第15条 規程第19条に定める検査の着眼項目は、別表第4のとおりとする。

2 査察員は、同条第1号に掲げる査察対象物の立入検査にあつては、最近の立入検査の結果によることなく、前項の着眼項目の該当部分を検査するものとし、同条第2号に掲げる査察対象物の立入検査にあつては、前項の着眼項目の該当部分および最近の立入検査の結果を踏まえ検査するものとする。

(立入検査の実施要領, 携行品等)

第16条 規程第20条第1項に定める立入検査は, 複数の査察員により行うものとする。

2 査察員は, 立入検査を行うときは, 立入検査証を携行し, 次に掲げる資料等を持参するものとする。

- (1) 査察対象物台帳および図面等
- (2) 事情の変更に伴い必要となる各種届出用紙等
- (3) 消防関係法令集
- (4) 通知書等
- (5) 検査に必要な器具
  - ア 卷尺等の測定器具
  - イ 懐中電灯等
  - ウ カメラ
- (6) その他査察対象物の実態に応じて必要な資料

3 同条第2項に定める防火設備および避難設備ならびに消防用設備等の検査は, 関係者等に操作を求めまたは操作要領の質問を行うものとする。

- (1) 屋内消火栓設備, 屋外消火栓設備および動力消防ポンプ設備の放水操作
  - (2) スプリンクラー設備の補助散水栓の放水操作および制御弁の操作
  - (3) 非常警報設備の操作
  - (4) 防火設備の操作
  - (5) 消防用設備等および防火避難施設の総合操作盤による遠隔操作
  - (6) 不活性ガス消火設備, ハロゲン化物消火設備および粉末消火設備の操作要領
  - (7) 水噴霧消火設備および泡消火設備の操作要領
  - (8) 自動火災報知設備の受信機の火災表示の確認要領および音響装置操作要領
  - (9) 避難器具の設定要領
- (立入検査拒否等の対応方法)

第17条 規程第21条第3号において、立入検査を拒否等する正当な理由は、概ね次の各号に掲げる事項であること。

- (1) 立ち入りにつき、関係者等の承諾を得なければならない場合にこれを怠ったとき
- (2) 立ち入りにつき、関係のある者から立入検査証の提示を求められているにも係わらず、査察員が提示しないとき
- (3) 業務多忙を理由に、相手方が立入検査の時期について具体的な変更を要請したうえで拒否するとき
- (4) 立ち入りを拒否等しているのが査察対象物の一部分であり、当該査察対象物の事業に係る企業秘密に関わる場所であると客観的に認められるとき
- (5) 立ち入ることによって適正な業務執行に影響を与えるとき

2 正当な理由がなく立ち入りもしくは検査を拒み、妨げ、または忌避する者がある場合は、立入検査の必要性および目的を丁寧に関係者等に説明し、その後においても拒否等された場合は、査察員は次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 関係者等の特定
- (2) 関係者等が立入検査を拒否する理由

3 前項による立入検査を拒否等された査察員は、確認事項および関係者等への立入検査に関する説明内容について、速やかに上司に報告するものとし、報告を受けた上司は、必要に応じて署長等に報告し、告発について検討するものとする。

4 関係者等からの暴行、脅迫等を受けた場合は、速やかに上司に連絡をとり、危害が加えられたときなど緊急の場合は、警察に通報するなど適切な措置を講じるとともに、証拠の確保を図るものとする。また、報告を受けた上司は、速やかに署長等に報告し、署長等は、警察と連携を密にして当該関係者等に対して厳正な対応を図るものとする。

(立入検査の結果の通知等)

第18条 規程第22条第1項に定める通知書は、立入検査結果通知書（別記第6号様式）によるものとする。

- 2 査察員は、立入検査により消防法令に違反する事実を確認したときは、関係者等が、違反事実および改善の必要性を十分に理解できるように指導しなければならない。
- 3 査察員は、立入検査において、違反状況を写真撮影等により記録するときは、関係者等の同意を得た後に行うものとし、物件等の寸法を表示する必要がある場合は、巻尺等の測定器具を用いて写し込むものとする。ただし、違反状況を記録する場合において、カメラがないときまたは関係者等に撮影を拒否されたときは、図面を作成するなどにより違反状況を記録するものとする。
- 4 査察員は、立入検査において、危険物取扱者または消防設備士の業務に係わり、函館市火災予防違反処理規程（平成15年函館市消防本部訓令第1号）第32条に定める違反事案に該当するおそれがあると認められる事実を確認したときは、必要事項を調査の上、指導課長に報告するものとする。
- 5 規程第22条第3項前段に定める報告は、改善（計画）報告書（別記第7号様式）によるものとし、通知書を関係者等に交付した日を起算日として、概ね7日の期間内に関係者等から提出させるものとする。
- 6 査察員は、立入検査において、危険物の漏れまたは飛散等もしくは可燃性蒸気が滞留する場所で火気を使用しているなど火災危険性が逼迫している場合は、同条第3項前段に定める報告を待つことなく、違反処理に移行するものとする。また、特に緊急性が高く、速やかに違反是正の指導を必要とする不備事項は、立入検査終了後ではなく、確認された時点において、違反処理に移行するものとする。

（指導の中止等または処分等の求めの対応）

第19条 署長等は、手続条例第34条の2の規定に基づく指導の中止等の求めがあったときは、手続条例に基づき必要な措置等を行うものとする。この場合において、必要な調査は、次の区分によるものとする。

- (1) 警防査察員が指導した事項 署査察員
- (2) 署査察員が指導した事項 本部査察員
- (3) 本部査察員が指導した事項 別に指定する署査察員



2 前項の必要な措置等は、手続条例第34条の3の規定に基づき、処分または指導の求めがあったときにおいて準用する。この場合において、必要な調査は、処分または指導がされていないと思料される査察対象物の受持区域を所管する査察員が行うものとする。

(立入検査結果報告)

第20条 査察員は、規程第23条第1項に定める報告は、通知書を交付した同一月内の内容を集約し、別記第8号様式により行うものとする。

(消防長の権限による立入検査に係る処理)

第21条 規程第29条第1項に定める消防長の権限による立入検査を行なうときは、指導課長は、次に掲げる事項について、事前に署長等に通知するものとする。

- (1) 実施予定期間
- (2) 実施対象物
- (3) 実施主眼および検査着眼項目
- (4) その他必要事項

2 同条第2項に定める報告は、第20条に定める様式により行うものとする。

(走行中の移動タンク貯蔵所の停止措置等)

第22条 規程第30条第1項に定める走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、立入検査等を実施するときの実施方法等は、別記第2によるものとする。

2 同条第3項に定める移動タンク貯蔵所に対する検査結果通知書は、別記第9号様式によるものとする。

(火災等発生査察対象物の立入検査)

第23条 規程第31条第1項に定める立入検査は、火災等の規模または消防活動終了後の使用実態に応じて避難施設の管理状況の検査のみに限定することができるものとする。

2 同条第3項および第4項に定める消防長への報告は、火災等発生査察対象物状況報告書(別記第10号様式)によるものとする。

(会場管理立入検査の留意事項)

第24条 規程第32条に定める会場管理立入検査は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 行幸啓は、行幸啓先のすべての査察対象物とし、別記第3により実施するものとする。
- (2) 社会的に重要な公的行事等は、原則として国賓およびこれに準ずる賓客が多数集合する査察対象物を実施するものとする。
- (3) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しは、対象火気器具等を使用する露店等または仮設建築物を設置し、かつ、火災発生時に混雑等が予想される場所を実施するものとする。
- (4) 査察対象物またはその部分において、平常時と異なる内容で行われる大規模な催しは、本来の目的以外で使用され、かつ、来場者等が多数集合し、火災危険または人命危険が予想される場所を実施するものとする。

2 会場管理立入検査は、査察対象物を使用する関係者等に対して、概ね次に掲げる事項をあらかじめ確認するものとする。ただし、条例第51条の2第1項に定める指定催しにあつては、この限りでない。

(1) 火災予防措置に関する事項として、次に掲げる事項

- ア 危険物品の持込み規制
- イ 裸火使用および喫煙行為の管理
- ウ 火を使用する設備・器具の管理
- エ 消防用設備等の管理
- オ その他必要な事項

(2) 避難誘導體制の確立に関する事項として、次に掲げる事項

- ア 収容人員の管理
- イ 避難誘導員の確保および配置状況等
- ウ 避難誘導方法および一時避難場所
- エ その他必要な事項

(3) 通報・初期消火体制の確立に関する事項として、次に掲げる事項

- ア 場所および消防機関への通報者の指定
- イ 消火器および屋内消火栓設備等の活用による消火担当者の指定

(4) 応急救護体制

(5) 会場管理組織（組織図）

3 会場管理立入検査は、事前に安全性を確認する立入検査を基本とし、必要に応じて開催中の立入検査を行うものとする。

なお、開催中の立入検査を行う場合は、次により実施するものとする。

(1) 開催中において多量の火気が使用される場合

(2) 会場において、人の往来が著しく困難となるなど相当の混雑が予想されるため、開催中における火災予防の状況を確認する必要がある場合

（資料提出命令等の様式）

第25条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 規程第34条に定める命令書 別記第11号様式

(2) 規程第35条に定める報告徴収書 別記第12号様式

(3) 規程第36条第1項に定める資料提出（報告）書 別記第13号様式

(4) 規程第36条第2項に定める保管書 別記第14号様式

（主任査察員の教育等）

第26条 規程第38条に定める教育および研修は、主に次号に掲げる内容によるものであること。

(1) 査察執行方針に基づく立入検査実施計画

(2) 査察の責務

(3) 査察の主眼および立入検査実施要領

(4) 立入検査における検査項目

(5) 立入検査の拒否等に対する対応

(6) 最近の消防法令の改正状況

(7) その他査察に関する必要事項

（査察対象物の管理区分等）

第27条 規程第39条に掲げる査察対象物台帳は、別記第15号様式（

政令等対象物) および別記第15号の2様式(危険物製造所等)のとおりにする。

- 2 前項の査察対象物台帳を作成するときは、情報管理の区分(別記第4)に基づき査察対象物を区分して行うものとする。
- 3 査察対象物台帳には、付近見取図および各階平面図を添付するものとし、平面図に消防用設備等を図示する場合は、別表第5によるものとする。

附 則(新規策定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別記第1（第10条関係）

### 査察対象物に応じた査察員の指定

#### 1 本部査察員

- (1) 特定区分査察対象物
- (2) 政令等対象物のうち、次に掲げるもの
  - ア 防災管理を要するもの
  - イ 政令別表第一(5)項イに掲げる防火対象物のうち、防火基準適合表示要綱第2条に該当するもの（階数が2のものは、同要綱第4条に定める「表示マーク」を交付しているものに限る。）
  - ウ 政令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、防火基準適合表示要綱第2条に該当するもので、次に掲げるもの。
    - (ア) (5)項イ部分が30人以上のもの。（階数が2のものは、同要綱第4条に定める「表示マーク」を交付しているものに限る。）
    - (イ) (5)項イ部分が30人未満のもので、同要綱第4条に定める「表示マーク」を交付しているもの。
- (3) 危険物製造所等のうち、次に掲げるもの
  - ア 1種区分査察対象物
  - イ 製造所
  - ウ 屋外貯蔵タンクにおいて貯蔵し、または取り扱う液体の危険物の最大数量が500キロリットル以上である屋外タンク貯蔵所
  - エ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
  - オ 移送取扱所
- (4) その他指導課長が必要と認めた査察対象物

#### 2 署査察員

- (1) 特定区分査察対象物および1種区分査察対象物
- (2) 2種区分査察対象物のうち、違反是正に高度な知識および技術を必要とするもの
- (3) その他署長が必要と認めた査察対象物

#### 3 警防査察員

- (1) 2種区分査察対象物（2(2)を除く。）および3種区分査察対象物
- (2) その他署長が必要と認めた査察対象物

## 別記第2（第22条関係）

### 走行中の移動タンク貯蔵所の立入検査要領

#### 1 停止措置の協議

消防長または署長等は、火災の予防上、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させて、立入検査を行う必要があると認めるときは、あらかじめ北海道警察と日時、場所、停止要領などの必要事項を協議し実施すること。

#### 2 立入検査の重点事項

査察員は、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、立入検査を実施するときには、次に掲げる項目について検査すること。

- (1) 車両の許可の有無
- (2) タンク、配管、弁等からの危険物の漏えいの有無
- (3) タンク、配管、弁等の腐食、変形等の有無
- (4) 給油ホースおよび結合金具の有無および破損、変形等の状況
- (5) 接地導線の断線等の有無（接地導線の必要のない場合を除く。）
- (6) 消火設備の有無および維持管理の状況
- (7) 標識および表示の有無および維持管理の状況
- (8) 完成検査済証等の備付けの有無
- (9) マンホール、注入口および安全装置の維持管理の状況
- (10) 危険物取扱者の乗車の有無
- (11) 危険物取扱者免状の携帯の有無
- (12) 許可または届出に係る品名以外の危険物の貯蔵または取扱いの有無
- (13) タンク底弁の閉鎖の状況
- (14) 危険物取扱者の保安に関する講習の受講の状況
- (15) 貯蔵し、または取り扱う危険物の表示の状況

## 別記第3（第24条関係）

### 行幸啓に伴う立入検査要領

#### 1 情報の収集

平素から査察対象物の実態を的確に把握し、特に天皇、皇族の御来場については、防火管理者等を通じて事前に情報を得ること。

#### 2 施設関係者との打合せ

行幸啓の情報を得た場合は、正式な連絡を待つことなく積極的に施設関係者と火災予防および消防対策について打合せを実施し、関係者の樹立した消防計画、会場管理計画等必要な計画について、その計画が実態に即したものであるかどうかを検討の上、不備欠陥事項等については、これを改善させるなど必要な措置を講じること。

#### 3 情報連絡

署長等は、立入検査が警察機関の実施する警衛および警護に支障をきたすことがないように事前に警察機関と連絡を密にし、立入検査を行う上で齟齬のないようにすること。

#### 4 事前の立入検査

事前に立入検査を実施し、その結果、火災予防上および火災が発生したならば人命に危険であると認められる関係施設については、御来場の前日までに不備欠陥事項等については是正させるなど必要な措置を講じること。

#### 5 事前の立入検査実施上の留意点

行幸に伴う事前の立入検査の際は、特に、次の事項について厳密に実施すること。

- (1) 火気使用設備または器具の出火防止対策の状況
- (2) 消防用設備等（非常電源を含む。）の維持管理状況
- (3) 防火シャッター、防火戸その他の避難口等の維持管理状況
- (4) 放火防止対策の状況

#### 6 行幸啓当日の立入検査

立入検査については、次の事項に留意して計画すること。

- (1) 御到着時刻のおおむね1時間前までに査察員を関係施設に立ち入らせ、場内巡回および固定配置等の体制をとること。
- (2) 立入検査に当たっては、皇室と国民との間の親和を妨げることをないよう留意し、編成は必要最小限度とし、火災危険のある部分に対しては重点的に査察員を配置するなど効果的な立入検査体制をとること。
- (3) 場内固定配置にあつては、天皇、皇族の目につきやすい位置には出来るだけ私服を着用した査察員を配置し、制服を着用した査察員は場内周囲または場内後方等に配置すること。

## 7 行幸啓当日の立入検査上の留意事項

- (1) 立入検査に当たっては、事前の立入検査の結果を確認するとともに、関係機関において実施する身辺警衛警護の支障にならないようにすること。
- (2) 査察員は、立入検査上特に次の事項に留意すること。
  - ア 火災発生危険の事前排除およびその指導
  - イ 避難口（非常口，出入口等）およびその付近，通路，階段等における障害物件の排除ならびにその指導
  - ウ 適正な入場人員の管理
  - エ 危険物品等持込み制限の指導
  - オ 場内禁煙等の指導
  - カ 消火設備およびその周辺の点検および管理
  - キ 場内関係責任者の位置および確認の指導
  - ク 緊急時の通信連絡方法の確認
  - ケ 消防活動上の障害物件の排除

## 8 緊急事態発生時の措置

立入検査中，関係施設内およびその周辺において，火災等の事故が発生した場合は，場内混乱を起こさせることのないよう，速やかに消火または必要な措置を講じるとともに，的確な状況判断によって消防車両の出動等の連絡をとるほか，在場者の避難等を要すると認める場合は関係者に速やかに連絡をとり，避難口（非常口，出入口等）を開放し，円滑かつ安全に場外に避難できるよう，必要な措置を講じること。

## 9 査察員の服装

- (1) 服装は，原則として制服とする。ただし，催物等の状況から判断して制服を着用することが不適當な場合は私服とし，函館市徽章（昭和10年函館市告示第130号）を私服上衣の左襟部分にはい用すること。
- (2) 服装，姿勢，態度等に注意し，不体裁にわたることのないようにすること。
- (3) 査察員は，原則として敬礼は行わないものとする。
- (4) 帽子は，場内外を問わず着用することとし，劇場等の客席内で脱帽が自然である場合は，この限りでない。
- (5) 帽子のあごひもについては，非常の場合以外はかけないものとする。
- (6) 天皇，皇族の御通過または御座所，御休憩所等で直接御面前を横断することのないようにすること。

## 10 国賓等への準用

国賓等が来場された場合で，署長等が特に必要と認めた場合には，前9を準用すること。



## 別記第4（第27条関係）

### 査察対象物等の情報管理の区分等

査察対象物等の情報管理は、次の区分に応じて行うものとする。

#### 1 情報管理主体

査察対象物の所在地を受持区域とする消防署、消防支署および出張所とする。ただし、別記第1「査察対象物に応じた査察員の指定」1(2)に該当するものは、指導課が行うものとする。

#### 2 管理区分等

##### (1) 政令等対象物

政令等対象物は、次により区分し、さらに整理番号を付して、査察対象物台帳（政令等対象物）およびシステム管理を行うものとする。

##### ア 1号対象物

法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない政令等対象物

##### イ 2号対象物

法第17条第1項の規定により消防用設備等を設置し、および維持しなければならない政令等対象物（アに掲げるものを除く。）

##### ウ 3号対象物

法第17条第2項の規定に基づき、条例の規定により消防用設備等を設置し、および維持しなければならない政令等対象物（アおよびイに掲げるものを除く。）

##### (2) 危険物製造所等

危険物製造所等は、所在する町ごとに分類して整理番号を付して、査察対象物台帳（危険物製造所等）およびシステム管理を行うものとする。

##### (3) 少量危険物貯蔵取扱所

少量危険物貯蔵取扱所は、貯蔵し、または取り扱う施設の種別に応じて整理番号を付して、所在地、当該貯蔵所が設置される建物名称、貯蔵または取り扱う危険物の類および品名ならびに貯蔵し、または取り扱う危険物の数量等の情報の管理を行うものとする。

##### (4) 指定可燃物貯蔵取扱所

指定可燃物貯蔵取扱所は、指定可燃物の種別に応じて整理番号を付して、所在地、当該貯蔵所が設置される建物名称、指定可燃物の品名（物品名）および数量等の情報の管理を行うものとする。



別記第2号様式（第9条関係）

立入検査証事故報告書

年 月 日

様

所属長

氏名

番号 交付年月日	第 号 年 月 日	階 級 氏 名	
事故発生 日 時	年 月 日 時 分頃		
事故発生 場 所			
事故種別	<input type="checkbox"/> 遺失 <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
事故発生 の 原 因			
備 考			

備考 事故種別欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

年度 立入検査実施計画（総括表）

所 属

査察対象物区分別数		月別実施計画数											年 計 合	度 画 計		
区 分	所 管 対象物数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
特定区分査察対象物																
1種区分査察対象物																
共通（遡及）																
政令等対象物																
うち執行方針																
危険物製造所等																
うち執行方針																
2種区分査察対象物																
政令等対象物																
うち執行方針																
危険物製造所等																
うち執行方針																
3種区分査察対象物																
政令等対象物																
うち執行方針																
危険物製造所等																
うち執行方針																
合 計																

- 注 1 所管対象物数欄は、所属で所管する区分ごとの全対象物数を記載する。  
 2 年度計画合計欄は、所管対象物数のうち、当年度で実施計画する対象物数を記載する。



別記第4号様式（第13条関係）

その1

立入検査実施結果報告書

（ 年 月分）

所属 \_\_\_\_\_

1 立入検査実施状況

	1号対象物	2号対象物	3号対象物	危険物製造所等	月中実施件数	月中計画件数
特定区分査察対象物						
1種区分査察対象物						
2種区分査察対象物						
3種区分査察対象物						
合計						

	年度中実施累計件数	年度中計画件数
特定区分査察対象物		
1種区分査察対象物		
2種区分査察対象物		
3種区分査察対象物		
合計		

2 違反指摘と是正件数

	月中		年度中累計		
	指摘件数	是正件数	指摘件数 a	是正件数 b	是正率 b/a
特定区分査察対象物					
1種区分査察対象物					
政令等対象物					
危険物製造所等					
2種区分査察対象物					
政令等対象物					
危険物製造所等					
3種区分査察対象物					
政令等対象物					
危険物製造所等					
合計					

3 行政指導

		月中		年度中累計		
		件数	是正件数	件数	是正件数	未是正件数
不備改善通知	政令等対象物					
	危険物製造所等					
改善結果報告	政令等対象物					
	危険物製造所等					
警告書	政令等対象物					
	危険物製造所等					
命令書	政令等対象物					
	危険物製造所等					
消防法令違反事項通知	消防設備士					
	危険物取扱者					

注 報告書には、立入検査結果報告書（別記第8号様式）を添付する。

立入検査実施結果報告書

( 年 月分)

査 察 区 分		特定区分査察対象物			1 種区分査察対象物			2 種区分査察対象物			3 種区分査察対象物			合 計	累 計 (4月～ 当月)
項	管理区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
(1)	イ														
	ロ														
(2)	イ														
	ロ														
	ハ														
	ニ														
(3)	イ														
	ロ														
(4)															
(5)	イ														
	ロ														
(6)	イ														
	ロ														
	ハ														
	ニ														
(7)															
(8)															
(9)	イ														
	ロ														
(10)															
(11)															
(12)	イ														
	ロ														
(13)	イ														
	ロ														
(14)															
(15)															
(16)	イ														
	ロ														
(17)															
合 計															
累 計 (4月～当月)															

備 考 項別欄の(1)～(17)は、政令別表第1に掲げる区分とする。





その3

立入検査実施結果報告書

( 年 月分)

施設区分 \ 査察区分	1 種 区 分 査 察 対 象 物	2 種 区 分 査 察 対 象 物	3 種 区 分 査 察 対 象 物	合 計	累 計 (4月～ 当月)
製 造 所					
屋 内 貯 蔵 所					
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所					
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所					
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所					
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所					
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所					
屋 外 貯 蔵 所					
給 油 取 扱 所					
販 売 取 扱 所					
移 送 取 扱 所					
一 般 取 扱 所					
合 計					
累 計 ( 4 月 ～ 当 月 )					

その3の2

指 摘 事 項 内 訳 ( 種 区 分 査 察 対 象 物 )

指 摘 事 項	施 設 区 分	製	屋	屋	屋	地	簡	移	屋	給	販	移	一	合	累 計 ( 4 月 ~ 当 月 )	
		造 所	内 貯 蔵 所	外 タ ン ク 貯 蔵 所	内 タ ン ク 貯 蔵 所	下 タ ン ク 貯 蔵 所	易 タ ン ク 貯 蔵 所	動 タ ン ク 貯 蔵 所	外 貯 蔵 所	油 取 扱 所	売 取 扱 所	送 取 扱 所	般 取 扱 所	計		
管 理 関 係	無 許 可 貯 蔵 ・ 取 扱															
	無 許 可 変 更															
	完 成 検 査 前 使 用															
	届 出	譲 渡 引 渡														
		用 途 廃 止														
		危 険 物 保 安 監 督 者														
	そ の 他															
	無 資 格 者 に よ る 危 険 物 取 扱															
	保 安 講 習															
	予 防 規 程															
	定 期 点 検	目 視 点 検														
		漏 れ 点 検														
		内 部 点 検														
		記 録 関 係														
位 置 ・ 構 造 ・ 設 備 関 係	保 安 距 離															
	保 有 空 地															
	給 油 ・ 注 油 空 地															
	常 置 場 所 関 係															
	建 物 関 係															
	タ ン ク 専 用 室 関 係															
	電 気 設 備 関 係															
	タ ン ク 関 係															
	配 管 ・ 弁 等															
	給 油 ・ 注 油 設 備 関 係															
	防 火 塀															
	防 油 堤															
	消 火 設 備															
警 報 設 備																
避 難 設 備																
そ の 他 の 設 備 等																
貯 蔵 取 扱 等	貯 蔵 ・ 取 扱 基 準															
	火 気 の 使 用 等															
	書 類 の 備 付 け															
合 計																
累 計 ( 4 月 ~ 当 月 )																

指 摘 事 項	施 設 区 分	少 量 危 険 物	累 計 ( 4 月 ~ 当 月 )
貯 蔵 ・ 取 扱 関 係			
位 置 ・ 構 造 ・ 設 備 関 係			
無 届 の 貯 蔵 取 扱 関 係			

別記第5号様式 (第13条関係)

年 月 日

消 防 長 様

消防署長 (指導課長)

違 反 対 象 物 報 告 書

所 在 地	函館市 町 丁目 番 号 (電話 )	
名 称		
関係者職氏名		
違反内容等	種 別	要綱第13条第2項 (第1号・第2号・第3号)
	内 容	
覚知年月日	年 月 日	
指 導 経 過		
備 考		

別記第6号様式（第18条関係）

その1

## 立入検査結果通知書

年 月 日

様

函館市消防本部（ 消防署）

階級・氏名

印

あなたが適法に維持管理すべき次の査察対象物について、年 月 日に  
消防法第4条（第16条の5）の規定により立入検査を行ったところ、火災予防上の不備欠陥  
は認められませんでした。

今後とも、火災予防についてなお一層のご理解、ご協力をお願いします。

所在地	函館市 町 丁目 番 号(電話 )
名称	
問合せ先	函館市 町 丁目 番 号 消防本部 課 係 消防署 支署 係 出張所 電話 担当者
備考	

## 立入検査結果通知書

年 月 日

様

函館市消防本部（ 消防署）

階級・氏名

印

あなたが適法に維持管理すべき次の査察対象物について、 年 月 日に  
消防法第4条（第16条の5）の規定により立入検査を行ったところ、次の事項について火災  
予防上の不備欠陥が認められますので、速やかに改善するよう通知します。

所在地	函館市 町 丁目 番 号(電話 )		
名称		立会者	
違反指摘事項			
問合せ先	函館市 消防本部 消防署 電話	町 丁目 番 号 課 係 支署 係 担当者	出張所

注 1 違反指摘事項については、その改善結果または改善計画を速やかに函館市消防長（ 消防署長）に報告してください。

なお、改善結果または改善計画が報告されない場合は、消防法に基づく措置をとることがあります。

2 他法令関係の違反指摘事項については、主管行政庁の指導を受けてください。

別記第7号様式（第18条関係）

改善（計画）報告書

年 月 日

函館市消防長（ 消防署長） 様

建 物 所在地  
名 称  
関係者 住 所  
職  
氏 名 印  
電 話

年 月 日付で通知を受けた立入検査結果通知書に基づき、違反指摘事項の改善については次のとおりです。

違 反 指 摘 事 項	年	月	日	概 要
	改 善	計 画		

添付資料

改善した旨の資料または具体的な改善計画の資料

注 関係者の氏名は、建物の所有者、管理者または占有者の氏名を記入してください。

別記第8号様式（第20条関係）

その1

立入検査結果報告書（政令等対象物）

（ 年 月分）  
 所 属 \_\_\_\_\_

No.	立入検査日	名 称	査察区分	用 途	指摘 件数	最終是正 確認日	△	防 火 ・ 防 災 計 画 者	消 火 の 定 期 点 検 ・ 報 告 管 理	避 難 施 設 の 管 理 等	防 災 対 象 物 品	消 火 ・ 避 難 ・ 通 報 訓 練	消 点 検 ・ 報 告 等	消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消 火 防 動 上 必 要 な 施 設	電 気 設 備	火 気 使 用 設 備 ・ 器 具	少 量 危 険 燃 物	指 定 可 燃 物	そ の 他	
		所 在 地	管理区分																				
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																
							指摘件数 是正確認日																

注 報告書には、立入検査結果通知書（別記第6号様式その2）および改善（計画）報告書（別記第7号様式）を添付する。

立入検査結果報告書 (危険物製造所等)

( 年 月分)  
所属 \_\_\_\_\_

No.	立入検査日	名称 所在地	査察区分 施設区分	用途	指摘件数	最終は正 確認日	管 理 関 係								位 置 ・ 構 造 ・ 設 備 関 係										貯蔵・取扱等											
							無 許 可 貯 蔵 ・ 取 扱	無 許 可 変 更	完 成 検 査 前 使 用	届 出			保 安 講 習 程 序	予 防 規 点 検	定期点検			保 安 距 離	保 有 空 地	給 油 ・ 注 油 空 地	常 置 場 所 関 係	建 物 関 係	タ ン ク 専 用 室 関 係	電 気 設 備 関 係	タ ン ク 関 係	配 管 ・ 弁 等	給 油 ・ 注 油 設 備 関 係	防 火 塀	防 火 油 備	消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	そ の 他 の 設 備 等	貯 蔵 ・ 取 扱 基 準	火 気 の 使 用 等	書 類 の 備 付 け
										讓 渡 引 渡 止	用 途 廃 止	危 険 物 保 安 監 督 者 他			目 視 点 検	漏 れ 点 検	内 部 点 検																			
							指摘件数																													
							是正確認日																													

注 報告書には、立入検査結果通知書 (別記第 6 号様式その 2) および改善 (計画) 報告書 (別記第 7 号様式) を添付する。



別記第9号様式（第22条関係）

年 月 日

（市町村長名） 様

函館市消防長 印

移動タンク貯蔵所に対する検査結果通知書

貴（市町村）を常置場所とする移動タンク貯蔵所に対して、次のとおり指導等したので、函館市火災予防査察規程第30条第3項の規定に基づき、通知します。

指導等を受けた者	住 所		
	氏 名		
指導等に係る移動タンク貯蔵所	設置者	住 所	
		氏 名	
	常 置 場 所		
	設置または変更の許可番号		
違 反 内 容			
指 導 内 容			
指導に対する履行状況			
その他必要と認める事項			

別記第10号様式（第23条関係）

年 月 日

消 防 長 様

消防署長（指導課長）

火災等発生査察対象物状況報告書

査察対象物	名 称					
	所 在 地	函館市 町 丁目 番 号 電話 —				
	用 途 (査察区分)	項 ( )	構造 規模	造 /	建面積 延面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
火災の概要 および 原因等	覚 知	年 月 日 ( ) 時 分				
	火災の程度	<input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 部分焼 <input type="checkbox"/> ぼや				
	出火場所	地上・地下 階 ( )				
	原 因					
火災時対応	通 報 状 況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	初期消火状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	避難誘導状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
消防用設備等	最新の点検報告年月日	年 月 日				
	使用および作動状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
問題点・改善指導事項等						
調 査 日		年 月 日 ( )				
調 査 員 職・氏 名		( 消防署) 課 係 ( 支署・出張所) 職 氏 名				

注 1 必要により、図面、写真等を添付すること。

2 該当する□内にレ印を記入すること。

別記第 1 1 号様式（第 2 5 条関係）

資 料 提 出 命 令 書

年 月 日

様

函館市長（函館市消防長， 消防署長） 印

火災予防のため必要があるので，消防法 の規定に基づき，  
次のとおり命令します。

なお，この命令に従わない場合は，消防法第 4 4 条第 2 号の規定により処罰されることがあります。

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途
- 4 命令事項

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても，処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

別記第12号様式（第25条関係）

報 告 徴 収 書

年 月 日

様

函館市長（函館市消防長， 消防署長） 印

火災予防のため必要があるので，消防法 の規定に基づき，  
次の事項を 年 月 日までに函館市消防本部（ 消防  
署）に文書により報告するよう要求します。

なお，報告せず，または虚偽の報告をした場合は，消防法第44条  
第2号の規定により処罰されることがあります。

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途
- 4 報告内容

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第13号様式（第25条関係）

資料提出（報告）書

年 月 日

函館市長（函館市消防長， 消防署長） 様

住 所

氏 名

印

年 月 日函消 により資料提出命令（報告要求）された次の資料（報告書）を提出します。

なお、提出した資料については、用済み後に返還（処分）してください。

上記の資料（報告書）を受領しました。

年 月 日

函館市長（函館市消防長， 消防署長） 印

別記第14号様式（第25条関係）

提出資料保管書

年 月 日

様

函館市長（函館市消防長， 消防署長） 印

年 月 日付で提出された次の資料を保管します。

上記の資料を受領しました。

年 月 日

受領者

印

別記第15号様式（第27条関係）

その1

査察対象物台帳（政令等対象物）

		管轄署所		管理区分		No.			
用途	( ) 項			敷地用途 ( ) 項		査察区分			
	設備規制			管理権原		ネホープ番号			
名称	所在地			函館市 町 丁目 番 号					
				電話番号					
関係者	管理権原区分	住所			電話番号				
		職業・氏名							
建築経過	同意年月日 年 月 日			同意番号 第 号					
	使用開始検査日 年 月 日			使用開始日 年 月 日					
政令等対象物概要	敷地面積			m <sup>2</sup>	敷地棟	耐火	準耐火	その他	
	建築面積			m <sup>2</sup>		合計	棟		
	延べ面積			m <sup>2</sup>	危険物施設等	貯蔵・取扱区分		品名・数量	
	構造・階数	造 /							
	建築物の別		最高高	m					
	内装制限		防災規制						
	防火対象物点検		要件		表示	種類	交付年月日		
	防災管理対象物		統括防火・防災				年 月 日		
	階別概要								
	階	主要用途	床面積	無窓階	収容人員	従業員	備考		
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				
合計		m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/>	人	人				

その1の2

防火(防災)管理者	氏名	資格	選任年月日	届出年月日	
	消防計画 届出年月日		再講習 年月日	防火管理 業務委託	
防火(防災)管理者	氏名		選任年月日	届出年月日	
	消防計画 届出年月日		再講習 年月日	防災管理 業務委託	
統括防火・ 防災管理者	氏名		選任年月日	届出年月日	
	全体消防計画 届出年月日		備考		
消 防 用 設 備 等	種 類	設置基準	階 別 設 置 状 況		
	消火器	建 物	単 位		
		付 加 設 置	単 位		
	特 記 事 項 等	※政令第32条適用	内容 :		
※政令第8条区画		内容 :			
※消防安第26号		内容 :			
※非常電源の種類			水源水量	m <sup>3</sup>	
※総合操作盤		設置場所			

















別記第15号の2様式(第27条関係)

その1

査 察 対 象 物 台 帳 (危険物製造所等)

NO \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

設置場所		函館市					
製造所等の別		製造所, 貯蔵所, 取扱所		貯蔵所または取扱所の区分			
管理者 住所および氏名		電話 (    -    )					
設置者 住所および氏名							
地域別		防火・準防火・指定なし		用途地域			
危険物	類別	第 類	第 類	第 類	第 類		
	品名						
	数量						
	倍数						
消 火 設 備	区分	設置基準	設置数	建 築 物	階数	1階・2階・階	
	第1種				面積	延 . m <sup>2</sup>	
	第2種				床		
	第3種					柱	
	第4種				壁		
	第5種					はり	
	消火薬剤				屋根		
	貯水槽					窓および出入口	
	動力ポンプ				敷地面積		m <sup>2</sup>
					間口および奥行		
貯 蔵 タ ン ク	区分	型式	容量 <sup>リットル</sup>	数	寸法 m		液表面積m <sup>2</sup>
	屋内タンク				縦(径) ×	横 高さ ×	
	屋外タンク				縦(径) ×	横 高さ ×	
	地下タンク				縦(径) ×	横 長さ ×	
	移動タンク				縦(径) ×	横 長さ ×	
簡易タンク					縦(径) ×	横 長さ ×	
警報設備	自動火災報知設備・報知電話・非常ベル・拡声装置・警鐘						
その他の設備	防油堤・貯留設備・油分離槽・給油管・送油管・電気設備・換気設備・ポンプ設備・アース設備・通気管・油量計・ローディングアーム・避雷設備・棚・防火扉・洗車機(スプレー・門型)・注入口・非常バルブ・オートリフト・計量機(固定式・懸垂式)・自家用駐車場						
設置許可	年 月 日		第 号				
水圧または水張検査	年 月 日		第 号				
完成検査	年 月 日		第 号				



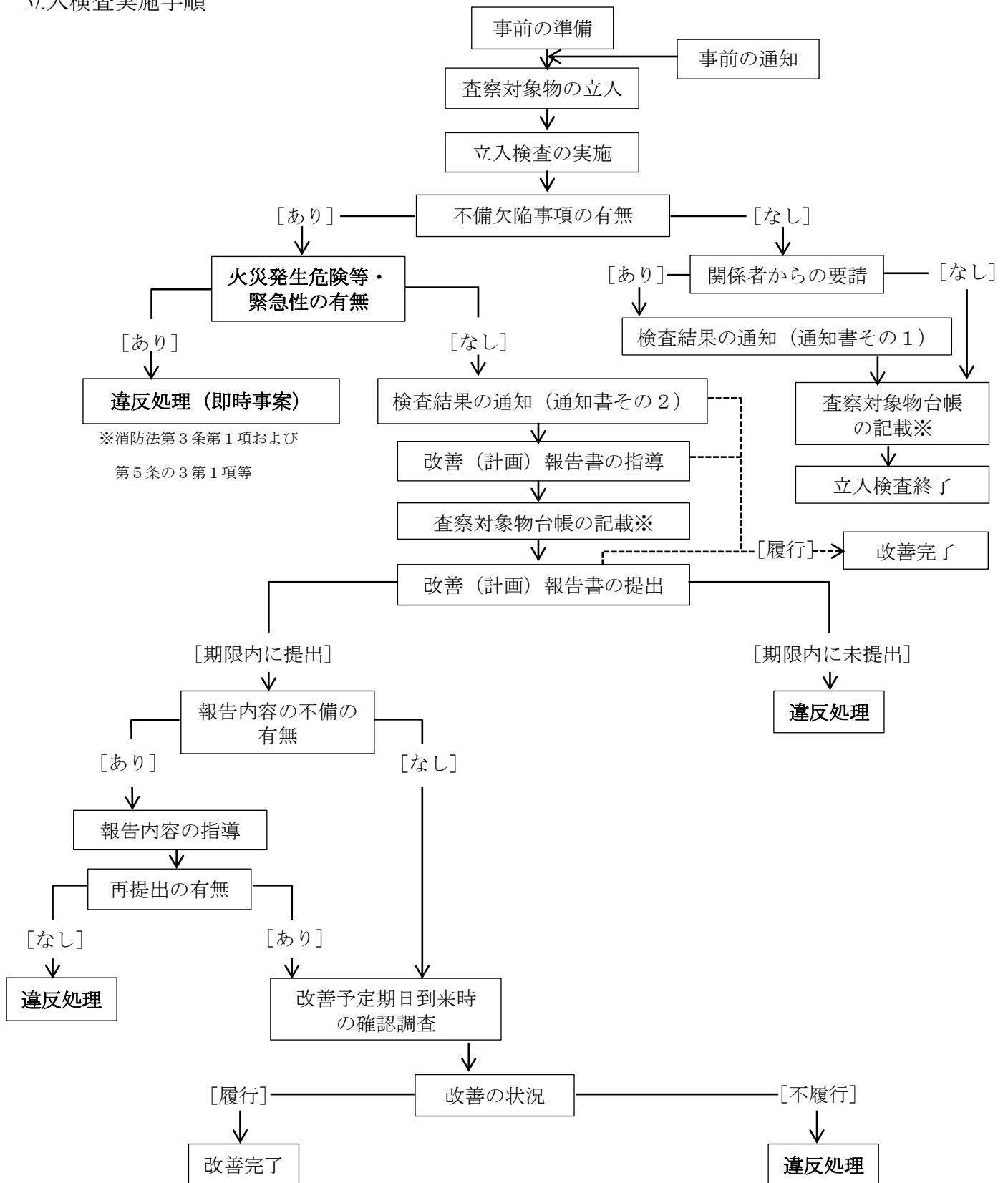


別表第1（第3条関係）

査察対象物指定基準

種別区分	査察対象物区分	要件
1 特定区分	政令等対象物	法または法に基づく命令のうち、防火管理または消防用設備等を定めた規定に著しい乖離があり、火災発生時において、的確な火災覚知、初期消火、通報連絡または避難誘導が期待できず、出入し、勤務し、または居住する多数の者の生命、身体および財産に重大な被害が及ぶことが予想され、特別な対応が必要である政令等対象物
2 1種区分	(1) 共通	法または法に基づく命令の規定が制定または改廃され、改正後の規定に適合しない査察対象物であって、適合するための必要な措置を講じないことにより、改正規定の施行日（遡及適用に伴う経過措置の有効期間が満了する日の翌日を含む。）において、法または法に基づく命令の遵守の状況が不備となることが見込まれる査察対象物
	(2) 政令等対象物	法または法に基づく命令のうち、防火管理または消防用設備等を定めた規定に不適合な状態にあり、火災発生時において、的確な火災覚知、初期消火、通報連絡または避難誘導が困難となり、これにより、出入し、勤務し、または居住する多数の者の生命、身体および財産に著しく被害が及ぶことが予想され、特別な対応が必要である政令等対象物
	(3) 危険物製造所等	法第14条の3の2に基づく定期点検が行われていない危険物製造所等
3 2種区分	(1) 政令等対象物	法または法に基づく命令のうち、防火管理または消防用設備等を定めた規定に不適合な状態にあり、火災発生時において、的確な火災覚知、初期消火、通報連絡または避難誘導に支障があり、これにより、出入し、勤務し、または居住する者の生命、身体および財産に被害が及ぶことが予想され、対応が必要である政令等対象物
	(2) 危険物製造所等	次のいずれかに該当するもの ア 危険物保安監督者の選任義務がある危険物製造所等（1種区分の危険物製造所等を除く。） イ 法第14条の3の2に基づく定期点検を行わなければならない危険物製造所等（1種区分の危険物製造所等を除く。）
4 3種区分	(1) 政令等対象物	特定区分、1種区分または2種区分に該当しない政令等対象物
	(2) 危険物製造所等	1種区分および2種区分に該当しない危険物製造所等

別表第2 (第14条関係)  
立入検査実施手順



※ 査察対象物台帳の記載は、実施結果等の他、改善完了、違反処理へ移行するなどの経過についても記載し、同記載事項は、防火対象物管理システムに入力する。

別表第3（第14条関係）

立入検査の事前準備事項

政令等対象物の状況の把握
1 査察対象物台帳（政令等対象物）等から用途・規模等の確認
2 届出書等の提出状況等の確認 (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出書 (2) 消防計画作成（変更）届出書 (3) 統括防火・防災管理者選任（解任）届出書 (4) 全体についての消防計画作成（変更）届出書 (5) 自衛消防組織設置（変更）届出書 (6) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵または取扱いの開始（廃止）届出書 (7) 工事整備対象設備等着工届出書 (8) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 (9) 特殊消防用設備等設置維持計画 (10) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 (11) 防火対象物点検結果報告書 (12) 防火対象物点検報告特例認定申請書 (13) （防火対象物点検に係る）管理権原者変更届出書 (14) 防火対象物使用開始届出書 (15) 防災管理点検結果報告書 (16) 防災管理点検報告特例認定申請書 (17) （防災管理点検に係る）管理権原者変更届出書 (18) 漏電火災警報器等設置計画届出書 (19) 炉等の設置（変更）届出書 (20) 燃料電池発電（発電・変電・蓄電池）設備設置（変更）届出書 (21) ネオン管灯設備設置（変更）届出書 (22) 少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）届出書 (23) 少量危険物（指定可燃物）貯蔵（取扱い）廃止届出書 (24) 自衛消防訓練等通知書 (25) その他（特例に関する書類，催物開催届出書等）
3 建築同意時における指導事項の確認
4 法令の適用等の確認 (1) 政令第8条または第9条の適用の有無 (2) 政令第19条第2項（屋外消火栓設備に関する基準） (3) 政令第20条第2項（動力消防ポンプ設備に関する基準） (4) 政令第27条第2項（消防用水に関する基準） (5) 渡り廊下により接続されている場合における「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号通知）第2ただし書の適用状況

(6) 複合用途防火対象物であって政令第1条の2第2項後段の規定に該当する場合における「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号, 消防安第41号通知)の適用状況

5 建築物の増改築等および用途変更の経過の確認

(1) 法第17条の2の5第2項第2号および法第17条の3第2項第2号に該当する政令第34条の2の増改築および政令第34条の3の大規模な修繕, 模様替えの範囲は, 基準時(政令第34条の2第2項参照)または用途変更以降に行われたものを積算して判断するため, 増改築等の経過を確認

(2) 技術基準に関する規定の改正により, 改正後の規定に適合しなくなった消防用設備等で, 次の場合は改正後の規定に適合させる必要がある。

ア 次の消防用設備等が設置されている場合

消火器, 避難器具, 簡易消火用具, 自動火災報知設備(政令別表第1(1)項~(4)項, (5)項イ, (6)項, (9)項イ, (16)項イ, (16の2)項から(17)項までに限る。), 漏電火災警報器, 非常警報器具および非常警報設備, 誘導灯および誘導標識

イ 次の状況に該当する防火対象物の消防用設備等

(ア) 改正後の規定に適合しておらず, かつ, 従前のものにも適合していない場合

(イ) 規定の施行または適用の後に, 床面積の合計1,000 m<sup>2</sup>または基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築, 改築または主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕もしくは模様替えが行われた場合

(ウ) 改正後の規定に適合した場合

(エ) 規定の施行および適用の際, 特定防火対象物である場合

(3) 用途が変更されたことにより, 規定に適合しなくなった消防用設備等で, 次の場合は変更後の防火対象物の用途に係る規定に適合させる必要がある。

ア 用途変更後の規定に適合しておらず, かつ, 用途変更前のものにも適合していない場合

イ 用途変更後に, 床面積の合計1,000 m<sup>2</sup>または基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築, 改築または主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕もしくは模様替えが行われた場合

ウ 用途変更後の規定に適合した場合

エ 特定防火対象物に用途変更した場合

6 法令の特例等適用ならびに経過措置適用の確認

(1) 政令第32条に定める火災の発生または延焼のおそれが著しく少なく, かつ, 火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認められる場合における, 消防長または署長の判断による技術基準の特例適用の

<p>確認</p> <p>(2) 改正後の法令の適用を受ける場合における猶予期間（経過措置）の適用の確認</p>
<p>7 型式失効と特例期間の確認</p> <p>法第21条の2第2項に規定する技術上の規格（以下「規格」という。）が変更され、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等（政令第37条参照）が変更後の規格に適合しないとき、型式承認の効力が失われ、または、一定の期間を経過した後に失われる。</p> <p>法第17条第1項の規定により設置される消防用設備等のうち、検定対象機械器具等は、現行の規格に適合する必要があるが、型式承認が失効した場合、法第17条の2の5第1項の適用を受ける消防用設備等を除き、既存の防火対象物であっても適合させなければならない。ただし、「消防用機械器具等及び消防用設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令」等の総務省令に基づく特例が定められている。そこで、設置されている消防用設備等の型式承認が失効していないか確認する。失効しているときは、特例が定められているか、その期間はいつまでかを確認する。</p>
<p>8 過去の火災発生状況の確認</p>
<p>9 関係行政機関からの提供情報の確認</p>

危険物製造所等の状況の把握	
1	査察対象物台帳（危険物製造所等）等から用途・規模等の確認
2	申請書等の提出状況等の確認 (1) 危険物製造所等設置許可申請書 (2) 危険物製造所等変更許可申請書 (3) 危険物製造所等譲渡引渡届出書 (4) 危険物製造所等の品名，数量または指定数量の倍数変更届出書 (5) 危険物保安統括管理者選任・解任届出書 (6) 危険物保安監督者選任・解任届出書 (7) 予防規程制定・変更認可申請書 (8) その他必要により確認する書類 ア 危険物製造所等構造設備明細書 イ 危険物製造所等仮使用承認申請書 ウ 危険物製造所等完成検査申請書 エ タンク検査済証 オ 危険物製造所等廃止届出書
3	危険物製造所等の位置，構造および設備に係る変更工事の経過の確認
4	貯蔵し，または取り扱う危険物の品名，数量または指定数量の倍数に係る変更状況の確認
5	法令の特例適用および経過措置適用の確認，型式失効と特例期間の確認
6	予防規程，危険物保安監督者など自主保安体制の確認
7	過去の火災・漏えい事故の発生状況の確認

別表第4（第15条関係）

1 政令等対象物における検査着眼項目

大項目	中項目	違反指摘	確認内容	区分			
				特定	1種	2種	3種
防火管理等	防火管理者 ・法8①	未選任	資格者選任の有無 甲種防火管理再講習受講の有無	○	○	○	○
		選解任届未届	選解任届の届出の有無	○	○	○	○
	消防計画 ・法8① ・政令3の2 ・規則3	未作成	作成の有無	○	○	○	○
		未届	届出の有無	○	○	○	○
		内容不適	計画内容の適否 1 管理権原の範囲 2 出火防止（喫煙，火気管理，放火対策等） 3 避難施設等の管理 4 自衛消防体制 5 定員，収容人員の管理等	○	○	○	○
	防火管理業務 ・法8① ・政令3の2 ・規則3	消防用設備等または特殊消防用設備等の維持管理不適	消防用設備等または特殊消防用設備等の電源遮断，音響停止，バルブ閉鎖等の有無	○	○		
		訓練未実施	消火，避難訓練等の実施の有無	○	○	○	
		自主検査未実施，内容不適	消防計画で定められている日常の自主検査の適否	○	○	○	
		業務不適	消防計画等で定められている内容の実効性の適否 1 出火防止（喫煙，火気管理，放火対策等） 2 避難施設等の管理 3 自衛消防体制 4 定員，収容人員の管理等	○	○	○	○
		教育不適	従業員等の業務の理解の有無	○	○		
	統括防火管理者 ・法8の2 ・規則4の2	未選任	資格者選任の有無	○	○	○	○
		選解任届未届	選解任届の届出の有無	○	○	○	○
	全体の消防計画 ・法8の2 ・政令4の2 ・規則4	未作成	作成の有無	○	○	○	○
		未届	届出の有無	○	○	○	○
	防火対象物点検報告 ・法8の2の2，8の2の3	未実施，未報告	点検の実施および報告の有無	○	○	○	○
		虚偽の報告	虚偽の報告の有無	○	○	○	○
		紛らわしい表示	紛らわしい表示の有無	○	○	○	○
	自衛消防組織 ・法8の2の5	未設置	自衛消防組織設置の有無	○	○		
		未届	自衛消防組織設置の届出の有無	○	○		
		要員の基準不適	自衛消防要員配置の適否，教育等の実効性の適否	○	○		
予防管理	防災物品 ・法8の3 ・政令4の3	防災表示なし	表示の有無	○	○		
	禁止行為 ・条例26	禁止行為 制止義務違反	1 指定場所での禁止行為および承認要件逸脱の有無 2 関係者等の制止行為の有無	○	○		
	危険物等 ・法9の3，9の4，10① ・条例33，34，37，38，55	無許可貯蔵，取扱い	許可施設以外の指定数量以上の危険物の無許可貯蔵，取扱いの有無	○	○	○	
		少量危険物，指定可燃物の貯蔵，取扱い基準不適	条例第33条，第34条，第37条および第38条に定める貯蔵，取扱いの基準の適否	○	○		
		少量危険物，指定可燃物の貯蔵，取扱い未届	条例第55条に定める貯蔵，取扱いの届出の有無	○	○		



大項目	中項目	違反指摘	確認内容	区分					
				特定	1種	2種	3種		
避難施設等	避難施設管理 ・法8の2の4 ・条例44, 45, 46, 46の2, 47, 48, 49, 49の2	避難障害等	避難障害となる物件等の有無	○	○	○	○		
			ディスコ等の避難管理状況	○	○				
			個室型店舗の避難管理状況	○	○				
		通路等幅員不足	有効幅員の保有の適否	○	○				
	避難口等に設ける戸の管理不適	開放方向, 施錠方法等の適否	○	○					
防火設備管理 ・法8の2の4 ・条例50	閉鎖, 作動障害	防火戸等の物件等による閉鎖, 作動障害等の有無		○	○	○	○		
特殊消防用設備等または 消防用設備等または 消防用設備等	消防用設備等または特殊消防用設備等全般 ・法17①, 17③ ・政令10~29の4 ・条例39, 40, 41, 42, 43	未設置	用途変更, 増築等に伴い適合した設備の有無	○	○	○	○		
			一部未設置	改装工事等の変更による設備の一部未設置の有無	○	○	○		
			操作障害・使用障害	操作, 使用障害等の有無	○	○	○	○	
			機能停止	消防用設備等または特殊消防用設備等の電源遮断等	○	○	○	○	
			総合操作盤機能不良	遠隔起動試験等による機能適否	○	○			
	消防用設備等または特殊消防用設備等点検・報告 ・法17の3の3 ・規則31の6	未実施	資格者等による点検実施の有無		○	○			
				未報告	報告の有無	○	○	○	○
				虚偽の報告	虚偽の報告の有無	○	○		
建築物等	避難施設 ・建基法35, 36	未設置	用途変更, 増築等に伴う未設置の有無	○	○				
			構造不適	改修等に伴う構造不適の有無	○	○	○	○	
	防火区画等 ・建基法35, 36	未設置	用途変更, 増築等に伴う防火区画等の未設置の有無	○	○				
			構造不適	改修等に伴う構造不適の有無	○	○	○	○	
	主要構造部 ・建基法21, 27, 35の3, 61	構造不適	階層増加, 木造等による増築等, 主要構造部の構造不適の有無	○	○	○	○		
	非常用進入口等 ・建基法35, 36	未設置	用途変更, 増築等に伴う未設置の有無	○	○				
			構造・機能不良	消防活動障害の有無	○	○	○	○	
出火防止等	火気使用設備・器具 ・法9 ・条例3~15, 21~25	位置不適	火災予防上の安全な位置の適否	○	○				
			構造不適	基準適合の有無	○	○			
			管理不適	管理の適否	○	○			
			区画不適	基準適合の有無	○	○			
			炭化・過熱	出火危険の有無	○	○	○	○	
	出火防止 ・電技※1, ガス法※2 ・労安法※3	炭化・過熱	出火危険の有無	○	○	○	○		
			使用不適	火災危険の有無	○	○			

※ 上記の区分に応じた検査着眼項目は, 原則として示したものであるため, 防火管理の実態や最近の立入検査における指摘事項等を勘案して項目を精査して検査すること。  
 ※1 電技 (電気設備に関する技術基準を定める省令)  
 ※2 ガス法 (ガス事業法その他の関係法令)  
 ※3 労安法 (労働安全衛生法)

2 危険物製造所等における検査着眼項目

大項目	中項目	違反指摘	確認内容	区分		
				1種	2種	3種
基本管理	無許可貯蔵, 取扱い ・法10①	無許可貯蔵, 取扱い	同一場所における指定数量以上の危険物の無許可貯蔵, 取扱いの有無	○	○	○
	無許可変更 ・法11①, 12①	無許可変更	製造所等の位置, 構造, 設備の無許可変更の有無	○		
	予防規程 ・法14の2	未作成	作成の有無	○		
		内容不適	内容の適否	○		
	無資格者の取扱い ・法13③	無資格者による危険物取扱い	無資格者による危険物の取扱いの有無	○	○	○
	保安講習 ・法13の23	保安講習未受講	受講の有無	○	○	○
	危険物保安監督者 ・法13①	未選任	選任の有無	○	○	
		業務不履行	業務内容の適否	○	○	
	危険物保安統括管理者 ・法12の7	未選任	選任の有無	○		
		業務不履行	業務内容の適否	○		
	定期点検 ・法14の3の2	未実施	定期点検の実施の有無	○	○	
		点検記録未作成	作成の有無	○	○	
点検記録保存なし		保存の有無	○	○		
共通管理	許可以外の危険物の貯蔵, 取扱い ・法10③, 危令	許可以外の危険物の貯蔵, 取扱い	許可以外の危険物の貯蔵, 取扱いの有無	○	○	○
	火気使用等 ・法10③, 危令	危険物の周囲におけるみだりな火気の使用	石油ストーブ, グライNDER等みだりな火気の使用の有無	○	○	○
	人の出入り ・法10③, 危令	係員以外のみだりな人の出入り	係員以外の出入り管理の適否	○		
	危険物の廃棄 ・法10③, 危令	処置方法不適	屑, かす等の処置方法の適否	○		
	遮光・換気 ・法10③, 危令	遮光不適	遮光を必要とする危険物に対する遮光措置の適否	○		
		換気不適	可燃性蒸気等が発生する場所における換気措置の適否	○		
	温・湿度, 圧力監視 ・法10③, 危令	温度, 湿度, 圧力監視不適	作業場内または反応装置等に設けている温度計, 湿度計および圧力計の設定の適否	○		
	漏れ, あふれ, 飛散防止措置 ・法10③, 危令	防止措置なし	防止措置の有無	○	○	○
		防止措置不適	防止措置の適否	○	○	○
	変質防止措置 ・法10③, 危令	防止措置なし	変質または異物が混入することにより危険性が增大する危険物の場合, 異物混入防止措置の有無	○		
			変質または異物が混入することにより危険性が增大する危険物の場合, 異物混入防止措置の適否	○		
		防止措置不適	危険物を保護液中で貯蔵し, 取り扱う場合, 保護液の量の適否	○		
容器 ・法10③, 危令	腐食・破損	容器の密栓不良, 腐食, 破損の有無	○	○	○	
接触混合等による危険 ・法10③, 危令	貯蔵, 取扱い不適	危険物の類別ごとの貯蔵, 取扱いの適否	○			
その他の管理 ・法10③, 危令	物件放置	不要な物件等の有無	○	○	○	

大項目	中項目	違反指摘	確認内容	区分		
				1種	2種	3種
管 共 理 通	その他の管理 ・法10③, 危令	整理, 清掃不適	整理, 清掃の適否	○	○	○
			ためます, 油分離装置の滞油, 土砂等の堆積の有無	○	○	○
貯 蔵 管 理	容器および収納 ・法10③, 危令	内装容器等不適	内装容器等の適否	○		
		収納の基準不適	収納の適否	○		
		表示なし	品名, 数量, 注意事項等の表示の有無	○		
		表示不適	品名, 数量, 注意事項等の表示の適否	○		
	同時貯蔵 ・法10③, 危令	危険物以外の物品との同一貯蔵所での貯蔵 類を異にする危険物との同一貯蔵所での貯蔵 三類危険物の同室貯蔵	危険物以外の物品, または類を異にする危険物の同一貯蔵場所等における貯蔵の有無	○		
	貯蔵間隔 ・法10③, 危令	貯蔵間隔不適・貯蔵区分間隔不適	自然発火性の危険物を多量に貯蔵する場合, 貯蔵間隔・貯蔵区分の適否	○		
	貯蔵方法等 ・法10③, 危令	貯蔵時積み重ね高さ不適	容器を積み重ねて貯蔵している場合, 高さの適否	○		
		貯蔵高さ不適 (架台)	架台に貯蔵している場合, 高さの適否	○		
		室温調整措置不適	容器内の危険物の温度が上昇しないための室温調整措置の適否	○		
	弁等の閉鎖 ・法10③, 危令	元弁・注入口・計量口 弁等のみだりな開放	使用時以外の弁等の閉鎖の有無	○		
防油堤の管理 〔屋外貯蔵タンクに限る。〕 ・法10③, 危令	水抜口の開放	水抜口の閉鎖の適否	○			
	堤内滞油・滞水	防油堤内の滞油, 滞水の有無	○			
取 扱 管 理	製造 ・法10③, 危令	抽出, 蒸留作業時の管理不適	温度, 圧力等の適否	○	○	
	詰替 ・法10③, 危令	詰替場所不適	詰替場所の適否	○		
	消費 ・法10③, 危令	吹付塗装作業の場所不適	作業場所の適否	○		
		焼入作業時の温度管理不適	湯温測定装置, 焼入油冷却装置の温度計の設定の適否	○		
		染色, 洗浄作業時の換気不適	換気の適否	○		
給油 ・法10③, 危令	専用タンクへ注入中の給油	移動タンク貯蔵所から専用タンクへ荷卸しする場合, 当該タンクに接続する固定給油設備を用いた給油行為の有無	○			
距 離 ・ 空 地	保安距離 ・法12①, 危令	保安距離不足	保安対象物件からの距離の適否	○		
		代替措置 撤去・破損	防火上有効なへいの撤去, 破損の有無	○		
	敷地内距離 〔屋外貯蔵タンクに限る。〕 ・法12①, 危令	敷地内距離不適	敷地内距離の適否	○		
		代替措置 (へい) 撤去・破損	撤去, 破損の有無	○		
		代替措置 (水幕設備) 機能不良	水源, ポンプ設備, 水幕ヘッドの機能の適否	○		
	保有空地 ・法12①, 危令	保有空地不確保	保有空地の適否	○	○	
			保有空地内の障害物件の有無	○	○	
給油空地等 ・法12①, 危令	給油・注油空地不確保	給油・注油空地の適否	○			

大項目	中項目	違反指摘	確認内容	区分		
				1種	2種	3種
建築物等	主要構造部等 ・法12①, 危令	壁・柱・床等 構造不適	構造の適否	○	○	
		壁・柱・床等 撤去・破損・変形	撤去, 破損等の有無	○	○	
		延焼のおそれのある外壁構 造不適	構造の適否	○	○	
	へい等 ・法12①, 危令	防火へい 撤去・破損・変形・構造不適	撤去, 破損等の有無	○		
	窓・出入口 ・法12①, 危令	機能不良	防火設備（防火戸）の機能の適否	○		
		撤去・破損・変形	防火設備（防火戸, 網入ガラス等）の 破損, 変形等の有無	○	○	
	流出防止措置 ・法12①, 危令	撤去・破損・亀裂	しきい, 囲い等の破損, 亀裂等の有無	○	○	
	採光等 ・法12①, 危令	危険物を取扱うための照明 設備 構造不適	引火点が40度未満の危険物を貯蔵, 取 り扱う場合, または引火点が40度以上 の危険物を引火点以上の状態で貯蔵, 取り扱う場合における防爆型設備, 配 線の構造の適否	○		
	換気設備等 ・法12①, 危令	換気設備・排出設備 撤去・破損・構造不良	給気口に設けた引火防止網, ファイ ヤーダンパー, ベンチレーターおよび 風道の破損, 取付け不良等の有無	○		
		換気設備・排出設備 機能不良	給気口等の機能の適否	○		
	標識等 ・法12①, 危令	標識・掲示板 撤去	標識・掲示板の有無	○	○	○
		標識・掲示板 不鮮明	記載状態の適否	○	○	○
		標識・掲示板 記載内容不適	記載内容の適否	○	○	○
		顧客用固定給油設備および 固定注油設備に係る表示 撤去・不鮮明	使用方法, 品目表示, 彩色等の明示の 有無	○		
容器架台（ラック） ・法12①, 危令	構造不適	構造の適否	○			
	変形・破損・固定不良	変形, 破損等の有無	○			
	転倒落下防止措置不適	地震動等による容器の転倒落下防止措 置の適否	○			
タンク	基礎等 ・法12①, 危令	基礎・地盤等 亀裂・破損・不等沈下	危険物が地盤面に浸透するおそれのあ る亀裂, 破損等の有無	○		
		タンク架台 破損・腐食・固定不良	破損, 腐食, 取付部のゆるみの有無	○		
	タンク本体 ・法12①, 危令	亀裂・破損・変形	破損, 変形等の有無	○	○	
		塗装剥離・腐食	塗装の剥離, 腐食等の有無	○	○	
	通気管等 ・法12①, 危令	通気管・引火防止網 撤去・破損・亀裂	破損, 亀裂等の有無	○	○	
		機能不良	機能の適否	○	○	
	量自動表示装置 ・法12①, 危令	機能不良	機能の適否	○		
	注入口等 ・法12①, 危令	注入口・計量口 破損	破損の有無	○		
	緩衝装置 ・法12①, 危令	破損・変形・腐食	破損, 変形等の有無	○		
	漏えい検査管 ・法12①, 危令	開蓋不良	開蓋状態の適否	○	○	
		つまり・破損	土砂等のつまり, 破損の有無	○	○	

大項目	中項目	違反指摘	確認内容	区分		
				1種	2種	3種
タンク	漏えい検知設備 〔二重殻タンクに限る。〕 ・法12①, 危令	破損・撤去・機能不良	漏えい検知液レベルの適否（検知液封入方式）	○	○	
			異常を知らせる警報設備の機能の適否（検知液封入方式以外）	○	○	
	防油堤 〔屋外貯蔵タンクに限る。〕 ・法12①, 危令	沈下, 亀裂, 破損等	破損, 亀裂等の有無	○	○	
タンク以外の取扱設備等	地盤面 ・法12①, 危令	不等沈下・亀裂・破損	破損, 亀裂等の有無	○	○	
	基礎・架台 ・法12①, 危令	破損・腐食・固定不良	固定状況等の適否	○	○	
	取扱設備等の本体 ・法12①, 危令	ポンプ設備・給油設備・注油設備等 亀裂・破損・変形・腐食	破損, 変形等の有無	○	○	
		機能不良・撤去・接合部のゆるみ	機能の適否	○	○	
	配管 ・法12①, 危令	撤去・破損・亀裂・腐食・塗装剥離	破損, 亀裂等の有無	○	○	
		接合部のゆるみ	接合部のゆるみの有無	○	○	
	弁等 ・法12①, 危令	弁本体および取付部 亀裂・破損・パッキン不良・接合部のゆるみ	破損, 亀裂等の有無	○		
	安全設備等 ・法12①, 危令	温度測定装置・圧力計・安全装置等 撤去・破損・機能不良	破損, 機能不良等の有無	○	○	
	附属設備等 ・法12①, 危令	顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御卓等 機能不良	制御卓等の機能の適否	○	○	
			ビデオカメラ, インターホーンおよび消火設備起動装置の機能の適否	○	○	
電気設備・消火設備等	電気設備 ・法12①, 危令	構造不適	構造の適否	○	○	
		非常電源等 撤去・破損	配電盤, コンセント, 電動機の破損等の有無	○		
		非常電源等 機能不良・絶縁不良・接地不良・構造不適	機能不良, 絶縁不良, 接地不良等の有無	○		
	静電気除去装置 ・法12①, 危令	撤去・破損	接地導線, 電極等の断線, 破損等の有無	○	○	
			接地用可とう導線, 接地用固定導線の断線, 破損等の有無	○	○	
		機能不良	接地用グリップの機能の適否	○	○	
	避雷設備 ・法12①, 危令	撤去・破損	突針部, 導線接続部のねじ等の破損等の有無	○		
	消火設備 ・法12①, 危令	撤去・失効・破損・腐食・電源遮断・機能不良・防護区画不適	維持, 管理の適否	○	○	○
	警報設備 ・法12①, 危令	撤去・失効・破損・電源遮断・機能不良・未警戒	維持, 管理の適否	○		
	避難設備 ・法12①, 危令	撤去・失効・破損・電源遮断・機能不良・不点灯	維持, 管理の適否	○		

※ 上記の区分に応じた検査着眼項目は, 原則として示したものであるため, 貯蔵所等の実態や最近の立入検査における指摘事項等を勘案して項目を精査して検査すること。

3 少量危険物貯蔵取扱所における検査着眼項目

項 目		違反指摘	確認内容
共通管理	届出以外の危険物の貯蔵, 取扱い ・条例55	少量危険物無届	届出以外の危険物の貯蔵, 取扱いの有無等
	火気使用 ・条例33, 34	危険物の周囲におけるみだりな火気の使用	石油ストーブ, グライNDER等みだりな火気の使用の有無
	漏れ, あふれ, 飛散防止措置 ・条例33, 34	防止措置なし	防止措置の有無
		防止措置不適	防止措置の適否
	容器 ・条例33, 34	腐食・破損	容器の密栓不良, 腐食, 破損の有無
その他の管理 ・条例33, 34	整理, 清掃不適	整理, 清掃の適否	
建築物等	流出防止措置 ・条例34	撤去・破損・亀裂	しきい, 囲い等の破損, 亀裂等の有無
	標識等 ・条例34	標識・掲示板 撤去	標識・掲示板の有無
		標識・掲示板 記載内容不適	記載内容の適否
容器架台 (ラック) ・条例33, 34	転倒落下防止措置不適	地震等による容器, 収納棚等, または綿花類等の転倒落下防止措置の適否	
タンク	タンク本体 ・条例34	亀裂・破損・変形	破損, 変形等の有無
	通気管等 ・条例34	通気管・引火防止網 撤去・破損・亀裂	破損, 亀裂等の有無
		機能不良	機能の適否
	漏えい検査管 ・条例34	開蓋不良	開蓋状態の適否
つまり・破損		土砂等のつまり, 破損の有無	
タンク以外の 取扱設備等	取扱設備等の本体 ・条例34	ポンプ設備・給油設備・注油設備等 亀裂・破損・変形・腐食	破損, 変形等の有無
		機能不良・撤去	機能の適否
	配管 ・条例34	撤去・破損・亀裂・腐食・塗装剥離	破損, 亀裂等の有無
		接合部のゆるみ	接合部のゆるみの有無
消火器	消火器 ・政令10	撤去・失効・破損・腐食	維持, 管理の適否

※ 上記の区分に応じた検査着眼項目は, 原則として示したものであるため, 貯蔵取扱いの実態や最近の立入検査における指摘事項等を勘案して項目を精査して検査すること。

4 指定可燃物貯蔵取扱所における検査着眼項目

項 目		違反指摘	確認内容
共通管理	届出以外の物品等の貯蔵, 取扱い ・条例55	指定可燃物無届	届出以外の指定可燃物の貯蔵, 取扱いの有無等
	火気使用 ・条例38	指定可燃物の周囲における みだりな火気の使用	電気ストーブ, グライNDER等みだりな火気の使用の有無
	漏れ, あふれ, 飛散防止措置 ・条例37	防止措置なし	防止措置の有無
		防止措置不適	防止措置の適否
	容器 ・条例37	腐食・破損	容器の密栓不良, 腐食, 破損の有無
その他の管理 ・条例37, 38	整理, 清掃不適	整理, 清掃の適否	
管貯蔵	集積面積, 集積単位相互間の距離 ・条例38	集積面積不適正	綿花類等の一集積単位の面積の適否
		集積単位相互間の距離不足	綿花類等の集積単位相互間の距離の適否
空地	空地 ・条例37, 38	空地不確保	空地の適否
			空地内の障害物件の有無
建築物等	区画 ・条例38	貯蔵・取扱場所 区画不適	綿花類等のうち合成樹脂類を屋内において貯蔵し, 取り扱う場合, 貯蔵場所と取扱い場所との区画の適否
	流出防止措置 ・条例37	撤去・破損・亀裂	しきい, 囲い等の破損, 亀裂等の有無
	標識等 ・条例38	表示, 標識・掲示板 撤去	表示, 標識・掲示板の有無
		表示, 標識・掲示板 記載内容不適	記載内容の適否
容器架台(ラック) ・条例38	転倒落下防止措置不適	地震等による容器, 収納棚等, または綿花類等の転倒落下防止措置の適否	
タンク	タンク本体 ・条例37, 38	亀裂・破損・変形	破損, 変形等の有無
	通気管等 ・条例37	通気管・引火防止網 撤去・破損・亀裂	破損, 亀裂等の有無
		機能不良	機能の適否
	漏えい検査管 ・条例37	開蓋不良	開蓋状態の適否
つまり・破損		土砂等のつまり, 破損の有無	
タンク以外の取扱設備等	取扱設備等の本体 ・条例37, 38	ポンプ設備・給油設備・注油設備等 亀裂・破損・変形・腐食	破損, 変形等の有無
		機能不良・撤去	機能の適否
	配管 ・条例37, 38	撤去・破損・亀裂・腐食・塗装剥離	破損, 亀裂等の有無
		接合部のゆるみ	接合部のゆるみの有無
消火器	消火器 ・政令10	撤去・失効・破損・腐食	維持, 管理の適否

※ 上記の区分に応じた検査着眼項目は, 原則として示したものであるため, 貯蔵取扱いの実態や最近の立入検査における指摘事項等を勘案して項目を精査して検査すること。

別表第5（第27条関係）



1 消火設備

名称	記号	備考
消火器		能力単位が判別できる場合は、「1, 2, 3等」と併記する。
屋内消火栓設備		
屋内消火栓設備（1号および易操作性1号）		1号または易操作性1号と判別できる場合は、「1」と標記する。
屋内消火栓設備（2号および広範囲型2号）		2号または広範囲型2号と判別できる場合は、「2」と標記する。
パッケージ型消火設備（Ⅰ型）		
パッケージ型消火設備（Ⅱ型）		
パッケージ型自動消火設備		
スプリンクラー設備（補助散水栓）		
スプリンクラー設備（送水口）		
移動式の泡、不活性ガス、ハロゲン化物または粉末消火設備		消火設備の種類が判別できる場合は、「（粉末）,（ハロゲン）,（泡）等」と併記する。
屋外消火栓設備		
動力消防ポンプ		
消火ポンプ		
消火設備制御盤		起動装置が消火ポンプと一体でない場合に、消火ポンプと別途標記する。



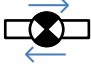
2 警報設備

名称	記号	備考
自動火災報知設備（受信機）		
自動火災報知設備（副受信機）		
自動火災報知設備（P型発信機）		
自動火災報知設備（地区音響装置）		
自動火災報知設備（赤色表示灯）		
自動火災報知設備（総合盤、消火栓組込）		


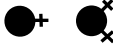


自動火災報知設備（総合盤）		
ガス漏れ火災警報設備（受信機）		自動火災報知設備の受信機と一体のものは、当該受信機の右側に併記する。
漏電火災警報器（変流器）		
漏電火災警報器（受信機）		
消防機関へ通報する火災報知設備（本機）		
消防機関へ通報する火災報知設備（子機）		
非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン）		
非常警報設備（放送設備）		

### 3 避難設備

名称	記号	備考
避難器具		円内に種類を標記する。 は：はしご，袋：救助袋，緩：緩降機 等
誘導灯（避難口）		避難の方向が判別できる場合は、矢印を併記する。
誘導灯（通路）		避難の方向が判別できる場合は、矢印を併記する。

### 4 消防活動上必要な施設

名称	記号	備考
連結送水管（送水口）		屋内消火栓設備または補助散水栓の消火箱内にあるものは、当該設備等の右側に併記する。
連結送水管（放水口）		
非常コンセント	